

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

我が国は、名目GDP・実質GDP・GDPデフレーターが18年ぶりに全て前年度比プラスとなるなど、経済再生、デフレ脱却に向けた進捗が見られる。しかしながら、英国の国民投票でEU離脱が支持されたことにより、世界経済の先行き不透明感が高まっているなど、区民や小規模事業者を取り巻く環境は、依然として厳しいリスク要因を抱えている。

こうした状況を踏まえ、東京都は、都民の定住確保、中小企業の支援及び過重な負担の緩和等を目的として、「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」、「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」及び「商業地等に対する固定資産税・都市計画税負担水準の上限引下げ措置」を実施しているところである。

これらの軽減措置が廃止となれば、区民の生活や区内中小企業事業者の経営はさらに厳しいものとなり、ひいては地域経済の活性化や景気回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、本区議会は、東京都に対し、下記事項について平成29年度以降も継続するよう強く求めるものである。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年10月24日

江東区議会議長 堀 川 幸 志

東京都知事 あて